

原水爆禁止運動と日本社会党

橋本誠一

Table of Contents

はじめに——米国の核戦略と日本の反核世論	1
1 国民運動としての原水禁運動	2
2 静岡県の原水禁運動——広く深く地域へ	3
3 原水禁運動の変化——国民運動から政治運動へ	6
4 日本社会党の原水禁政策	11
5 原水禁運動分裂への道	13
おわりに	17

はじめに——米国の核戦略と日本の反核世論

1953年7月27日、3年余に及ぶ朝鮮戦争の休戦協定が締結された。しかし、極東アジアにおける和平の到来は、同時に米国による日本への核配備の始まりを意味した。同年秋、米空母「オリスカニ」が横須賀に寄港し、初めて日本に海上核戦力を展開した。翌1954年には日本本土への核配備が構想されたものの実現に至らず、代わりに非核コンポーネントのみを在日米軍基地に貯蔵することが決定された（1955年初頭から搬入開始）。沖縄への原子砲大隊配備、核搭載可能な地对地ロケット「オネスト・ジョン」の日本本土への配備も1955年のことであった。

核コンポーネントの日本本土への持ち込みには大きな障害が存在した。この点について、1958年9月、米統合参謀本部・国防長官宛覚書は「（日本の反核）感情が制御可能な程度に和らぐまでは、日本に核コンポーネントを持ち込むに当たって日本から同意を得ることを期待するのは全く非現実的だ」と述べ、日本国内の強烈な反核感情が米国の核戦略の障害になっているとの認識を示した。

1962年3月、国防総省は再び日本本土への核配備を要求した。これに対し国務省は、「政策と作戦のための指針・日本」を作成し、「〔核〕貯蔵は依然、政治的に実現可能な時期に追求すべき米国の重要な軍事目的である」ことを確認するところまでは譲歩したが、その要求を全面的に受け入れることはなかった。

このように、近年の研究¹によれば、1950年代以降、日本の反核世論は米国の安全保障戦略を制約するほどに巨大な政治的エネルギーを発揮していた。こうした反核世論を組織・動員す

¹ 新原昭治『「核兵器使用計画」を読み解く アメリカ新核戦略と日本』（新日本出版社、2002年）、太田昌克『日米「核密約」の全貌』（筑摩書房、2011年）、太田昌克『日米<核>同盟 原爆、核の傘、フクシマ』（岩波新書、2014年）。

るうえで日本の原水爆禁止運動（以下、「原水禁運動」という。）²が果たした役割はきわめて大きかった。しかし、周知のように、日本の原水禁運動はその後次第に党派的分裂をくりかえし、その歴史的使命を十分に果たすことができなくなる。

そこで本章では、①当時の原水禁運動が国民運動としていかに広く深く発展していたのかを、静岡県をフィールドに確認する。そして、②それにもかかわらずなぜ運動は分裂したのか、その要因をとくに日本社会党の原水禁政策と運動の中を探っていきたい。

1 国民運動としての原水禁運動

第5福竜丸事件 1954年3月1日、静岡県焼津漁港に所属するマグロ漁船・第5福竜丸とその乗組員は、米国が太平洋ビキニ環礁で行った水爆実験により発生した「死の灰」（放射性粒子）を大量に浴びた。広島、長崎に続く日本国民3度目の被爆であった³。

第5福竜丸は3月14日早朝、焼津に帰港した。被爆の事実を国民が知ることになるのはその翌々日の読売新聞報道によってであった⁴。漁獲物が放射能に汚染され、乗組員も被爆したという報道は、国民を不安の坩堝へ落とし込んだ⁵。

3月18日静岡県議会は「放射能実験にともなう被害対策に関する意見書」を、そして3月21日焼津市議会は原子力兵器の使用禁止を要求する決議を採択し、ビキニ被爆に揺れる地元住民の意思をいち早く表明した（その後、1954年7月20日現在で37都府県議会、128市議会が原水爆実験反対を決議）⁶。

原水爆禁止署名運動 4月に入ると、原水爆実験反対、核兵器反対の声が全国各地に澎湃と湧き起こった⁷。その象徴となったのが「杉並アピール」である。5月9日、国際法学者で当時杉並区公民館館長であった安井郁の呼びかけで「原水爆禁止署名運動杉並協議会」が結成され、「杉並アピール」を発表して全区民に署名を呼びかけた（その後の約2ヶ月間で全区民の

² 原水禁運動の歴史を概観した最近の業績として、和田長久『原子力と核の時代史』（七つ森書館、2014年）、枝村三郎『原水爆と原水爆禁止運動60年』（枝村三郎、2013年）などがある。また、加藤一夫・秋山博子監修／ビキニ市民ネット焼津編著『焼津流平和の作り方―「ビキニ事件50年」をこえて』（社会評論社、2007年）も参照。

³ 以下の叙述は、とくに断らない限り、おもに前掲・和田『原子力と核の時代史』による。

⁴ 第5福竜丸以外の多数の遠洋漁船の被曝実態については長らく等閑視されてきたが、近年、ようやく事実関係の掘り起こしが進んできた。たとえば「おんちゃん、聞かせて ビキニ核実験を追う」①～⑦、『高知新聞』2015年12月7～9日、11～14日。

⁵ これに対し水産庁は、3月18日、築地・焼津・三崎・清水・塩釜の5港を「遠洋漁業陸揚港」に指定し、陸揚げされたマグロの放射能検査を義務づけるという措置をとった。こうして放射能に汚染されたマグロ（いわゆる「原爆マグロ」）が連日大量に廃棄された。

⁶ なお、日本国民が初めて「原子爆弾の廃棄」を要求したのは、1949年10月2日、13団体が結集して開催された平和擁護広島大会においてであった。占領下のプレスコードのもとにもかかわらず、大会宣言はその末尾で「人類史上最初に原子爆弾の惨禍を経験した広島市民として『原子爆弾の廃棄』を要求します」と高らかに宣言した（日本原水爆被害者団体協議会日本被団協史編集委員会編著『ふたたび被爆者をつくるな（本巻）―日本被団協50年史』（あけび書房、2009年）59頁）。

⁷ たとえば人類愛善会は、4月5日、原子兵器禁止を求める署名に取り組むことを決定し、4月25日から1ヶ月間署名運動を実施した。また4月6日、主婦連合会、全国地域婦人団体連合会、生活協同組合婦人部の三者が連名で「原水爆についての婦人団体の要望書」を発表し、都内で原水爆実験禁止を求める署名運動を展開した。

71%、28万人の署名を集めた）。そして、8月8日、東京で「原水爆禁止国民大会」が開催され、各地の署名を全国的に集計するセンターとして「原水爆禁止署名運動全国協議会」（以下、「全国協議会」という。）が結成された（代表世話人に山田三良、湯川秀樹ら、事務局長に安井郁が就任）。こうして集約された署名簿は8月末国連に送られた。

第1回世界大会（1955年） 10月24日、全国協議会は「来年、広島で世界大会を開く」ことを確認し、翌1955年1月16日、全国協議会第1回全国会議が「原水爆禁止世界大会へのよびかけ」を発表した（この時点で署名数は2,200万名を突破）。そして、同年5月10日、世界大会日本準備委員会が発足した。

こうして8月6日から8日まで第1回原水爆禁止世界大会が広島で開催された。2,575名（46都道府県）の正式代表や52名の海外代表（14ヶ国）を加え、全体で5000人以上が参加し、「原水爆の脅威について」「原爆の実相について」「原水爆禁止のための対策と運動について」を議題に活発な議論を行った⁸。それは保守・革新の枠を超え、文字通り国民各層が幅広く結集する国民的な大会であった。

原水爆世界大会の成功を承け、1955年9月17日、全国協議会と世界大会日本準備会は発展的に統合し、新たに原水爆禁止運動のナショナルセンターとして「原水爆禁止日本協議会」（以下、「日本原水協」という。）が結成された。杉並区公民館館長・安井郁が理事長に就任した。第2回（1956年）以降の原水爆禁止世界大会は、日本原水協の主催によって開催された。

2 静岡県の原水爆禁止運動——広く深く地域へ

県内の多様な運動 第5福竜丸事件の地元静岡県では、第5福竜丸事件以後、どのような運動が行われたのか。まず第5福竜丸乗組員5人の出身地である志太郡吉永村（現焼津市）では、1954年4月、被災者の小学校同級生や同村婦人会が「原水爆災害についての署名の訴え」を各方面に送り、5月末までに全村民から2,000人の署名を集め、政府に提出した⁹。

4月29日、静岡県キリスト者平和会議が日本キリスト教団草深教会（静岡市）で開催され、静岡県キリスト者平和協議会の設置が決定された。これ以後、県内キリスト者たちは原水爆禁止運動に積極的かつ組織的に参加していった¹⁰。

憲法擁護静岡県民連合や（県評加盟・未加盟を問わず）労働組合も積極的に原水爆禁止署名運動に取り組んだ¹¹。

⁸ なお、8月4日現在で原水爆禁止署名運動全国協議会は3,040万4,980名の署名を集めた。

⁹ 加藤一夫・秋山博子監修／ビキニ市民ネット焼津・かまぼこ屋根の会編著『ヒロシマ・ナガサキ・ビキニをつなぐ（焼津流平和の作り方Ⅱ）』（社会評論社、2012年）47頁以下。

¹⁰ 村田豊治「静岡県平和委員会結成『前史』メモ」、静岡県平和委員会編『静岡県平和委員会三十五年の歩み』（静岡県平和委員会、1998年）133頁。

¹¹ 静岡県労働運動史編さん委員会編『静岡県労働運動史』（静岡県労働組合評議会、1984年）807頁。

9月22日、焼津市と焼津漁協は共催で福竜丸水爆被害者対策市民大会を開催し、「原子兵器の実験、使用禁止の実現を切望するとともに損害に対し即時その全額を補償することに政府の責任ある処置を要求する」と決議した¹²。

また、8月には世界平和集会静岡県準備会が結成され、翌1955年1月にアジア諸国会議静岡県準備会結成集会が開催され、原水爆禁止署名運動に参加した。このほか、沼津市原水爆を止めさせる会、北遠地区憲法擁護国民連合結成世話人会、三島市原水爆反対の会、県婦人団体連絡会、清水市平和連絡会などが原水爆禁止署名運動に参加した¹³。また、同年8月の第1回世界大会には、焼津市長を静岡県代表団長に、久保山すず（愛吉氏夫人）、焼津市議会議長（当日は副議長が参加）、焼津漁協、地域婦人会、未亡人会など多数が参加した¹⁴。

こうして運動が盛り上がるなか、静岡県内の原水禁運動は新たな課題に直面した。1955年8月に米国初の核弾頭搭載地对地ロケット弾オネストジョンが日本に配備され、同年11月から東富士演習場でオネストジョンの試射が開始されたのである。これに対し、同年9月9日、静岡県評と山梨県評はオネストジョン反対共闘会議を結成し、11月5日に御殿場でオネストジョンの試射に反対する県民総決起大会を県評・北駿地区労等の主催で開催した¹⁵。

県原水協と地区原水協 1956年12月22日、原水爆禁止静岡県協議会（以下、「静岡県原水協」という。）が結成され、ここに県内の原水禁運動は組織的に一本化された。静岡県原水協の代表理事は松本広（県評議長）、事務局長は谷川徳治（県評事務局長、金指造船）、事務局は県評に置いた。構成団体は、県平和のつどい、県評、全労、母親平和協会、日朝協会、世界連邦平和部、キリスト者平和協議会、静大自治会、共産党、社会党、日本山妙法寺、母親連絡会、県婦連、朝鮮総連、遠労会議、機関車労組、掛川平和協議会、5地区労の22団体であった¹⁶。労働組合（9団体）・女性団体（3団体）・政党（2団体）・宗教団体（2団体）などが中心に組織された。

静岡県原水協、県レベルでの組織統一を実現した後、さらに基礎自治体レベルで原水禁運動の組織化（地区原水協の結成）をはかった。そして、はやくも静岡市では1957年8月19日に世話人15名¹⁷が集まり静岡市原水爆禁止協議会準備会を立ち上げた。

¹² 1954年9月23日付朝日新聞。

¹³ 前掲・枝村『原水爆と原水爆禁止運動60年』26頁以下。

¹⁴ 原田美代「原水爆禁止運動はこうして生まれた」、前掲『静岡県平和委員会三十五年の歩み』106頁。

¹⁵ 静岡県労働運動史編さん委員会編『静岡県労働運動史・略年表1912～75』静岡県労働組合評議会、1979年、44頁。なお、米国は1954年末から55年初頭にかけて沖縄への核配備を断行した。そして、沖縄を手始めに、1955年春西ドイツ、57年フィリピン、58年韓国、台湾に順次核配備を実行していった。オネストジョンの日本配備はこうした状況下で実行された。

¹⁶ 前掲・枝村『原水爆と原水爆禁止運動60年』30頁。また、原水爆禁止静岡県協議会『原水禁運動の歩み（1956年12月以降）』（静岡県原水協、1958年8月）も参照。

¹⁷ 世話人の内訳は以下のとおりである。秋沢修二（静大教授）、小沢ひさ（母親の会）、梶原保（静岡商工会）、小泉勉（合唱団仲間）、佐野松平（商業）、鈴木よし（主婦）、原口せい子（母親の会）、村田豊治（キリスト者平和協議会）、伊藤義志（商業）、片山平吉（弁護士）、河中二講（静大助教授）、佐竹美恵（矯風会）、鈴木達正（教員）、成田一峰（日中友好協会）、福井肇（学生）。静岡県原水協に比べると、商工業者の比重の高さ（世話人15人中3人）が注目される。（1957年8月19日付静岡市原水爆禁止協議会準備会「趣意書」）

静岡市で準備会が結成された直後、静岡県原水協は「地区原水協を強化」する方針を打ち出し、同年10月までに地区原水協を組織することを決定した。この方針をうけ、9月に焼津市原水爆禁止協議会準備会が焼津大会を開催し、島田では原水協島田支部が結成された。さらに同年10月、浜松、焼津、熱海、伊東の4ヶ所で地区原水協が組織された。また原水協の名称を用いていないものの、同様の組織が磐田、掛川、三島、沼津でも結成された。これを合わせると8つの地区原水協が組織されたことになる¹⁸。

小学校区単位の組織化 地区原水協の下に、さらに小学校区などを単位とする運動組織が結成されたのが注目される。現在確認できるだけでも、田町小学校区では「田町平和を守る会」が組織され、1957年10月に「原水爆禁止のための映画と報告の夕」を開催した。また、西豊田小学校区では原水爆禁止豊田準備会が組織され、同年11月に「報告と映画の夕」を西豊田小学校で開催した。さらに藤枝市でも「高洲地区働く者の会」が活動していた（1958年7月、同会が「はたらくもの」号外第4号を発行）。これらの運動は、原水爆禁止豊田準備会作成のチラシ（Figure1）からも明らかなように、地元商店街などから幅広い支持・支援を受けていた。



Figure 1 原水爆禁止豊田準備会「報告と映画の夕」（表と裏）

静岡市原水協の結成 準備会の立ち上げは早かったものの、その後の組織化が他の自治体に比べ遅れていた静岡市では、1958年4月になってようやく原水爆禁止静岡市協議会（以下、「静岡市原水協」という。）の結成大会¹⁹が静岡市歯科医師会館で開催された²⁰。静岡市原水協は、会則第2条で会の目的を「原水爆の製造、使用、貯蔵並びに実験に反対し、原水爆の世

¹⁸ 「県原水協ニュース」第3号（1957年10月20日付）。

¹⁹ キリスト者平和協議会の村田豊治によれば、「静大連の福井肇ともう一人の学生が共産党の中村義男と共に村田をその下宿先に訪ねてきた。そして、静岡市の原水協を組織したいから、村田が乗り出して努力せよ、と言った。そして主として教育会館を会場にして村田を議長として、数回の会議を重ねた。詳細はおぼえていないが、社会党系と共産党系の間で綱引きがあって産みの苦しみをあじわった。手塚章美、静岡大学の学生などが奮闘したことを村田はおぼえている。」（前掲・村田「静岡県平和委員会結成『前史』メモ」134頁）。

²⁰ 原水爆禁止静岡市協議会準備会作成チラシ「静岡市原水協結成大会に参加しましょう！」。

界的禁止を実現の〔する〕ために努力すること」と定め、加盟団体は6月14日現在で17団体を数えた²¹。すなわち、

社会主義協会、東洋オブラート労組、静岡市青年団協議会、全林野労組静岡営林署分会、全損保静岡地方協議会、静大文理自治会、日星石油労組、静岡母親の会、静岡マッパ労組、日本社会党静岡支部、静岡地区労（24労組）、世界連邦建設同盟静岡支部、婦人民主クラブ静岡支部、日本共産党静岡市委員会、静岡運輸労組、静岡商工会、静大教育自治会組織の中心は労働組合（7）、青年団（1）、商工会（1）、学生（2）、婦人（2）、政党等（3）などであった。なお、これとは別に個人加盟は11人²²を数えた。

地域原水協の到達点 地域原水協は、1958年7月10日現在、伊東、熱海、三島、沼津、吉原、富士宮、清水、静岡、焼津、島田、掛川、浜松の12ヶ所に結成されていた²³。さらに同年8月には藤枝にも地域原水協が設立された（参加団体は市議会、区長会、婦人会、青年団、地区労、勤労協、遺族会、仏教会、傷身会、文化協会、未亡人会）²⁴。そして、1959年9月現在、静岡県内に19の地域原水協または準備会が組織された²⁵。

地域原水協の量的拡大は、参加者の質的变化も伴っていた。静岡県原水協が「これまでとかく労働組合、政党中心の運動から母親、青年団等の幅広い層の参加をみて県民的な運動へと前進した」といい、また「地区原水協にあつては、地方自治体を動かすまでに運動が発展し、地方自治体議会議員の世界大会派遣、援助金の交付等を通じて全市的な運動へ役立たしめた」と評価したのは1958年8月のことであった²⁶。

こうして原水禁運動は地域社会に根を下ろし、広汎な国民各層に支持・支援された一大国民運動に発展した。しかし、ほどなく原水禁運動は大きな分岐点に直面する。その過程を次にみてみよう。

3 原水禁運動の変化——国民運動から政治運動へ

第3回世界大会（1957年） 1957年8月16日、第3回原水禁世界大会は「東京宣言」を採択し、①核兵器実験の即時・無条件禁止のための国際協定締結と②国際的管理をともなう核兵器の製造・貯蔵・使用の禁止を要求し、③核兵器所有国による他国への核兵器持ち込みに反対し、④全般的軍縮（達成困難ならば部分的軍縮協定の締結）を要求し、⑤軍事基地とくに原子

²¹ これとは別に、1958年3月17日に静岡県原水爆被害者の会第1回準備会が開催され、翌1959年7月26日の結成総会に向け準備作業が開始されたことも重要である（前掲『被団協50年史』409頁）。

²² 具体的には、中川順一郎、鈴木健治、大橋宏一郎（共産党）、西井俊一、川口仁（社会党）、望月諄三（静岡大学）、鈴木重郎（社会党）、大村忠、秋沢修二（静岡大学）、角田豊（静岡大学）、河中二講（静岡大学）の各氏である。

²³ 前掲・静岡県原水協『原水禁運動の歩み（1956年12月以降）』3頁。

²⁴ 1958年7月25日付「はたらくもの」号外第4号。

²⁵ 『静岡県原水協理事会決議報告書』。

²⁶ 前掲・静岡県原水協『原水禁運動の歩み（1956年12月以降）』3頁。

戦基地の設置と拡張に反対し、さらに⑥すべての軍事ブロックの同時的解消、すべての外国軍隊のすべての外国領土からの撤退を主張した²⁷。

そのうえで大会は、原水爆実験の即時無条件禁止と原子兵器もちこみ反対を当面の運動の二大重点とし、そのための国民運動として9月17日から開かれる国連総会に向けた国際的共同行動にとりくむこととし、その一環として請願署名運動を行った²⁸。

A・A 諸国民会議 第3回世界大会からわずか2ヶ月後の10月4日、ソ連は人工衛星スプートニク1号の打ち上げが成功した。そこで打ち上げに使用されたR-7ロケットが世界最初の大規模弾道ミサイル（ICBM）であったことから、このニュースは核兵器の主役が従来の戦術核兵器からICBMへ代わったことを世界に知らしめた²⁹。

そうしたなか、12月26日から翌1958年1月1日までエジプトのカイロで開催されたアジア・アフリカ諸国民会議に、日本原水協から安井郁理事長、久保山すずら13名が参加し、核兵器禁止を参加各国に訴えた。

静岡県では、1958年2月27日、安井郁、久保山すずらを報告者に迎え、「アジア・アフリカ共同行動静岡県大会」を静岡市公会堂で開催した。その場で採択された大会宣言は、米国によるエニウエトク水爆実験阻止、ソ連・英国による核兵器実験禁止、米英ソ三国による核兵器即時無条件禁止協定締結、日本本土・沖縄への核兵器持ち込み禁止協定の締結、東富士・遠州灘の戦争準備のための使用反対を訴えるものであった。このときの大会参加者（氏名不詳）のメモによれば、安井郁は約500名の参加者を前に次のような講演を行った。

我々はA・A諸国民とこの運動を全世界の共同行動にまで高めなくてはならない。現在の時点は、すでに集まって決議するだけではなく、その決議と行動にうったえることによって、世界の共同行動に高めることによって、この決議を真に活かしてゆかねばならないのである。平和運動、ことに原水爆禁止運動は最大の試練の年である。今年は保守との対決の年である。我々は、これにコビヘツラツタリ、これを除けものにしたりするのでは〔なく〕、我々内部を強固にかため、我々の信念をつらぬくことが大切である。

早くもこの時期、日本原水協指導部は原水禁運動を政治運動化し、保守勢力と対決することを決意していたようである。

その方針は当然静岡県原水協にも持ち込まれた。同年8月——第4回世界大会の開催を目前に控えた時期——、静岡県原水協は前年度第3回世界大会を「平和運動に対する政治的前進が遂げられた」と評価した。つまり、「原水爆禁止を感情的に訴える段階から出発したわが国の原水禁運動は、二回の大会を経て、はっきりと自らの運動のもつ客観的な意義の重要性を認識するに至った」と評価する³⁰。それは原水禁運動が沖縄、砂川などの基地反対闘争や核持ち込

²⁷ 『第3回原水爆禁止世界大会宣言・決議集』（1957年8月16日）。なお、この第3回世界大会では、日本代表団会議の決議として「原子力平和利用に関する決議」も採択された。それは「原水爆の禁止なくしては原子力の完全な平和利用はあり得ません」というものであった。

²⁸ 原水爆禁止日本協議会「原水爆実験の即時・無条件禁止協定を要求する国民請願書名簿」。

²⁹ 米国がICBMの実戦配備を開始したのは1959年のことである。

³⁰ 前掲・静岡県原水協『原水禁運動の歩み（1956年12月以降）』5頁。

み反対運動との結合を志向し、原子戦略体制を推進する米国やそれに協力する日本政府への批判的立場をより鮮明にすることを意味した³¹。来る第4回世界大会ではそれがより前面に押し出されることになる。

第4回世界大会(1958年) 8月12日から20日にかけて開催された第4回原水禁世界大会では、原水禁運動に関連する政治課題をめぐり活発な議論が展開された³²。そして、8月20日に採択された東京宣言は、①核実験反対、核兵器戦争反対、②ソ連の一方的核実験停止歓迎と米英の即時核実験停止、核兵器実験禁止国際協定の締結、③核武装禁止と非核武装地帯の設置、④核兵器不使用の誓約、⑤外国領土における軍隊駐留・軍事基地建設、軍事ブロック設定に反対(とくに中東諸国からの即時撤退)、⑥民族独立の尊重(とくにアルジェリア)、⑦中華人民共和国の承認、⑧平和運動への弾圧反対、国民の民主的諸権利の保障など、数多くの運動課題を列挙した。前年よりさらに広範囲の課題が取り上げられたとあってよい。このうち③核武装禁止は第4回世界大会で初めて採択され、当時「核武装合憲」論を公言する岸信介政権を真っ向から批判するものであった³³。

社会党中央の総括によれば、第4回世界大会は「『政治での対決』が強く叫ばれた」大会であった。前述の核武装禁止要求とそれに関連する岸政権批判などはその一つであった。しかし、あらゆる政治課題が世界大会の文書に盛り込まれたわけではない。大会中、「勤務評定反対」や民主主義擁護、憲法改悪反対などの問題を決議案に盛り込もうとする動きもあった。しかし、社会党代議員団が多様な諸課題を原水禁運動に取り込むのは原水禁運動に過重な負担を負わせることになるという立場をとったことから、結局、決議には至らなかった³⁴。

政治運動化 このように第4回世界大会は(原水爆禁止以外の)政治課題にいかに関与すべきかという問題を原水禁運動に突きつけた。広汎な国民運動として出発した原水禁運動が先鋭な政治課題を取り込めば取り込むほど、運動内部に政治的な分裂と対立の危険が増大することになる。それだけに、①原水爆禁止という一致点に即して運動を進めるべきか、それとも必要に応じて取り組むべき政治課題を拡大すべきか、②もし后者であるなら、具体的に政治課題を取り上げるときどのような意思決定手続を経るべきか(多数決か全員一致か)、③もし多数

³¹ その一方で、「基地問題等は各団体の日常活動でやるべきことで世界大会を中心にしてやるべきではない」「保守系の人々から、この運動は革新派の運動だと思はれている面があるので今後、気をつけるべきだ」など疑問の声も出ていた(1957年10月20日付『県原水協ニュース』第3号)。

³² ちなみに、静岡県原水協は1958年8月20日(第4回世界大会最終日)に次のような声明を発表し、核弾頭も装備可能な誘導弾エリコン56の演習が東富士演習場で行われるという動きに反対を叫んだ。「原水爆実験を口にしながらいが国の核武装化を極秘裡に押し進めている岸内閣は、現在、誘導弾エリコン56を持ち込もうとしている。防衛庁は、核弾頭はつけられず、原子核装備は全然考えていないと説明しているが、その確約はどこにもなく、われわれは日本の核武装政策の一環であり、きわめて危険なものであると断定せざるを得ない。しかも、当県にとってもっとも危険なことは、その誘導弾が東富士演習場に持ちこまれ、大規模な演習が展開されようとしていることである。それは、去る十八日、在日米海軍ボノー中佐と齋藤県知事との会見でもあきらかである。」

³³ 当時の新聞記事は「『原水爆実験停止には賛成だが、自衛のためには核武装しなければならないという岸首相の政策は背理である』と日本平和委員会の平野義太郎理事長が基調報告でのべたとき拍手が起った」(1958年8月21日付朝日新聞)と、大会会場の雰囲気伝えてる。

³⁴ 社会党国民運動委員会・原水禁対策特別委員会「原水爆禁〔止〕世界大会に関する報告」(1958年9月15日付)。

決をとるのなら、それによって切り捨てられる少数意見をいかに尊重し、運動の統一をはかるかなど、丁寧に議論すべき論点は数多く存在した。しかし、情勢はその余裕を与えなかった。安保改定³⁵というきわめて先鋭な政治課題がすでに眼前に迫りつつあったからである。

10月17日、静岡市原水協第5回理事会は来る11月1日に「核武装阻止静岡市大会」を静岡市公会堂で開催することを決定した。そこに掲げられた大会スローガンの一つは「安保条約を廃棄し軍事基地撤廃」³⁶であった³⁷。管見の限りで、静岡県内の地区原水協が安保条約廃棄を取り上げたのはこれが最初であった（なお、静岡県原水協理事会が安保改定反対を決議したのは1959年6月のこと³⁸）。

全国レベルでは、翌1959年3月1日、焼津市で開催された三・一ビキニデー中央大会が「安保条約改定交渉中止」を開催目的の一つに掲げた³⁹。そして、3月23日、日本原水協は「声明」を発表して安保条約改定に反対する意思を正式に表明し、さらに3月28日には日本社会党などの呼びかけで開催された安保条約改定阻止国民会議結成大会に幹事団体の一つとして参加した⁴⁰。そしてついに、7月23日、日本原水協全国理事会は「安保改正阻止とその廃止」を第5回世界大会の基本方針とすることを決定した⁴¹。

こうした日本原水協の態度決定に対し、組織の内外から疑問や批判が噴出した。広島県など自治体レベルでは原水協への財政支援を撤回するところが相次いだ⁴²。婦人団体の中には大会不参加、原水協脱退を決定するところも出た⁴³。そして、安保改定を議題として取り上げることについての自民党・原水協会談も物別れに終わった⁴⁴。各地の原水協から保守系の脱落が相次いだことから、原水禁運動発祥の地でもある東京杉並区の原水協は「安保改定反対をいまと

³⁵ 岸首相は、訪米前の同年4月19日、参院内閣委員会で質問に答え、「日米安全保障条約や行政協定は全面的に検討すべき事態に来ており、渡米の際、この点について率直に話し合いたい」（1957年4月20日付朝日新聞）と述べた。その後、日米両政府は1957年10月8日に安保条約改定交渉を東京で正式に開始した（坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣、2000年、190頁）。

³⁶ 他のスローガンは「核武装をやめて災害復興」「日中国交回復促進、日韓台軍事同盟阻止」「警察官職務執行法改悪、機密保護法制定反対」「東富士へのエリコン持込み反対」「社会保障制度で被爆者を救え」であった（1958年10月17日付「静岡市原水協第5回理事会報告書」）。

³⁷ 1958年10月17日付「静岡市原水協第5回理事会報告書」。

³⁸ 静岡県原水協「〈討議資料〉原水爆禁止運動と安保条約改訂の運動」（1959年7月18日付「県原水協活動者会議の報告書」別紙資料）。

³⁹ 原水爆禁止日本協議会「三・一ビキニデーの中央大会の構想」（作成日不詳）。

⁴⁰ 1959年3月28日付朝日新聞。

⁴¹ 1959年7月26日付朝日新聞。

⁴² 広島県は同県議会に広島市で開かれる第5回原水禁世界大会準備のため広島県原水協に30万円の県費補助を提案していたが、自民党県議団の反対にあい、1959年7月9日本会議で否決された。自民党広島県議団が県費補助に反対した理由は、広島県原水協からの補助申請趣意書の中に「原水爆禁止世界大会で安保条約改定阻止を取上げ、同条約の廃止を目指す」という文句があり、これは明らかに政治運動で、純粹の平和運動ではない、というものであった（1959年7月10日付朝日新聞）。さらに同年7月22日には、全国都道府県議会議長会が「原水爆禁止と世界の平和を求める趣旨においてはもとより全幅の支持を惜しむものではない」が、「最近人道的なこの大会の運営が本来の使命を逸脱し、その内容において、ともすればわが国内の政治問題を論議する傾向があるため、純粹な心情をもって国民がこれに参加出来にくいことはきわめて遺憾」と決議し、その旨日本原水協に申し入れた（1959年7月22日付朝日新聞）。

⁴³ 7月25日、群馬県地婦連は世界大会に全員不参加との連絡を地婦連に入れ（1959年7月26日付朝日新聞）、翌7月26日、島根県連合婦人会は原水協からの脱退を決定した（同年7月27日付朝日新聞）。

⁴⁴ 1959年7月28日付朝日新聞。

りあげるのは時機尚早である」との態度決定をした⁴⁵。第5回世界大会開催を目前に、国民運動として発展してきた原水禁運動は初めて政治的分裂の危機に直面したのである。

第5回世界大会(1959年) こうして迎えた第5回世界大会⁴⁶は1959年8月1日から7日まで広島市で開催された。大会ではとくに安保条約改定問題が議論の焦点となり、多数派(仏代表、社会党、共産党など)は大会で積極的に安保改定問題を取り上げようとした。とくに全学連は「原水爆禁止運動は岸内閣打倒、安保改定阻止を中心に行動を起こすべきである」と主張した。また、共産党系の代表は、「平和の敵・アメリカ帝国主義」との闘いを主張した⁴⁷。

これに対し、東京代表の中村いく(全国地域婦人団体連絡協議会。以下、「地婦連」という。)は、「多くの婦人は安保改定を国内問題だと考え、本大会に持ち出すべきでないと思っている。それに安保の内容についてもほとんど知っていない」と発言した。また、英国や西独の海外代表は「この大会で取扱うことは、世界の核武装だけに限るべきであって、政治的なものは公正に扱うか、または全く扱はないかのどちらかにすべきである」と主張した⁴⁸。

意見対立は会議場の外にも波及した。8月4日、安保改定に触れないという態度をとる青年グループは朝日会館で「広島青年集会」を開催し、安保改定に正面から取り組むという青年グループは「原水爆禁止広島青年平和祭」を中央公会堂で開催した。青年集会が分裂したのである。前者は広島市、呉、賀茂など12市郡の青年団連合会、そして社会党広島県連青年部(!)などが主で、原水禁運動を人道主義の立場でとらえ、安保改定問題は政治問題であるとして基本的に触れないという立場をとった。他方、後者は県労青婦協(青年労働者)、県青年団連合会、被団協青年部(被爆者)、民主青年同盟、働く婦人、うたごえ、学連などを中心に、安保改定問題に正面から取り組み、安保改定阻止をめざす立場であった⁴⁹。

このように対立が顕在化するなか、8月5日、海外代表四氏は安井原水協理事長に「この大会は、全世界的な核非武装運動という目標よりも、冷戦における西欧ブロック側のみを攻撃するような報告を大会に押しつけている」という声明書を手渡し、世界大会から離脱した⁵⁰。

こうした経緯を経て、第5回世界大会は、8月7日、「ヒロシマ・アピール」⁵¹、「原水禁運動の原則・目標・共同行動についての勧告」(以下、「勧告」という。)などの文書を採択し終了した。

「勧告」の論理 安保改定をめぐる意見対立を踏まえて作成された「勧告」⁵²は、「アメリカとの安全保障条約の改定が示唆している日本の核武装は、極東における戦争の危険を増大させ、

⁴⁵ 1959年7月31日付朝日新聞。

⁴⁶ 以下、とくに断らない限り、第5回世界大会に関する記述は日本社会党「第五回原水禁世界大会報告」(1959年8月27日付)による。

⁴⁷ 前掲・和田長久『原子力と核の時代史』60頁。

⁴⁸ 日本社会党「第五回原水禁世界大会報告」(1959年8月27日付)。

⁴⁹ 中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター「ヒロシマの記録1959 8月」

<http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26267>。【最終閲覧日】2015年12月10日。

⁵⁰ 1959年8月6日付朝日新聞。

⁵¹ 「ヒロシマ・アピール」は、核兵器の廃棄、国際協定による国際管理、非核武装地帯の形成と外国軍事基地の撤廃、東西ドイツや日本等の永久中立化を要求するとともに、米英ソ三国によるジュネーブ会議への期待を表明した。

⁵² 前掲・日本社会党「第五回原水禁世界大会報告」。

世界の平和全体をあやうくする」との意見表明にとどめ、結局、「安保廃棄」「安保改定阻止」などの文言を盛り込まなかった。内外の反対意見に一定の配慮を示した格好である。

「勧告」は運動上の諸原則を併せて確認した。すなわち、①「核武装、原水爆実験、核兵器の供給、あるいはその導入」は「もはや国内問題ではない」。また、②原水禁運動は「人道問題」ではあるが、「たとえどんな初歩的な運動でも、本質的に政治とつながって」いる。③それにもかかわらず、「『政治的』であるという非難を心配するあまり、政治的な問題へのかかわり合いを避け」れば、かえって「原水爆政策は容易に進められる結果」になる、という。

核保有国の核政策に大幅な変更を迫るという意味で、確かに原水禁運動は本質的に政治と結びついている。しかし、だからといって、そのことからただちに（安保改定など）特定の政治課題を取り上げるべきだという結論が導出されるわけではない。むしろ、運動論的には「原水禁運動の統一を維持するために、特定の政治課題を取り上げるべきではない」と結論づけることも十分可能である。結局、「勧告」はこれまで国民運動として発展してきた原水禁運動を「政治運動」化させることを目指したものの、それを説明する論理は貧弱なものであった。

4 日本社会党の原水禁政策

これまで見てきたように、1959年、原水禁運動は明らかに一つの分岐点にさしかかっていた。安保改定問題を機に日本原水協とその主催する世界大会から保守層の離脱・分裂が始まった。この時点で社会党は多数派として少数派（保守勢力）の離脱を容認する側にいた。なぜ社会党は運動の統一を守れなかったのか。本節では、社会党の原水禁政策をとくに運動論的観点から分析し、その問題点を析出してみたい。

社会党中央の方針 いま手許に社会党中央の「原水禁特別委員会」が作成した「原水禁運動実施要項」（1958年頃作成か。以下、「実施要項」という。）という文書がある。この「実施要項」によれば、社会党は「原則として日本原水協に対する協力支援の形において（原水禁運動を引用者）行う」という方針をとった。つまり、社会党は日本原水協に参加・支援することを通して原水禁運動に取り組むという。そして、同時に、「党各級の機関に責任のある集約機関を設け、党員活動家の連携を密にしていく」として、具体的に以下の方針を提起した。第一に「党の正しい方針」を日本原水協内に貫徹させる。そうすることで原水協の官制化や保守勢力による支配を排し、運動の「大衆からの遊離」「はね上がり」「イデオロギー的偏向」を防ぐ。第二に、地方議員の活動と連絡を密にするため、原水禁地方議員連盟を結成する。第三に、党支部連合会に原水禁運動の執行機関を設け、党の一体的な指針と行動を集約し、党員活動家の連携・指導を行う。

これらの方針の前提には、社会党の党派的立場が唯一正しいという認識が存在する。そして、その「党の正しい方針」を原水協内に貫徹することが運動の正しい発展を保証するという思い込みがある。したがって、そこから得られる結論は、他団体の異なる意見は「誤った意見」と

して排除されるということだろう。少なくとも異なる意見を尊重しながら運動を統一・発展させるという観点は存在しない。

その一方で、社会党中央は第5回世界大会開催に臨んで自らの立場を「頭から押しつける態度はとるべきでないという立場」をとっていたことにも留意する必要がある⁵³。しかし、「押しつけない」とは具体的にどのような意味であろうか。これを社会党静岡県連の文書から読み取ってみよう。

静岡県連の方針 社会党静岡県連原水禁特別委員会作成の「原水禁運動実施要項（案）」

（1959年頃作成か。以下、「要項（案）」という。）は、今後の原水禁運動の進むべき方向性を次のように指し示した。

1. 抽象的な『原水爆禁止運動』から、具体的な『政治的対決』へ。

右も左も含めた全国民的な運動は、政府や世界をゆり動かした。しかし、巾を広げるあまり、問題の本質点（口では『原水禁』を唱へながら、実際には、核兵器持ち込み、原子基地の拡張、自衛隊の核武装化を行っている岸政府、世界的に原子戦略体制を強行している米政府、未だに実験を継続している英政府、などとの政治的対決）が、ボヤ化されて、致命的な打撃を与へることが出来なかった。

2. 単なる『涙や祈り』から『実力行動』へ。

署名運動や大会のくり返しだけでは、ちからにならない。『抗議スト』や『抗議船団』が主張されてきた。国会や地方議会を動かして、政治的な行動に訴へる方向も強まった。

3. 量より質へ。

こうした中から、無原則的に巾だけを広げるために、『政治的対決』や『実力行動』にブレーキをかけられていたのでは、原水禁と軍縮も決して実現できない。のみならず、実質的な『なしくずし核武装化』を強行させるだけだ。しかし、遅れた地域に於ては、政府や地方自治体が賛成していると云うことから、より広範な人々をも、結集していることも事実だし、未だに労農陣営の一部すらも参加していない現状ではいたずらに政治的、イデオロギー的な対立を持出すべきではない。

このように要項（案）は、今後の原水禁運動について、政治的対決を回避せず、「実力行動」「政治行動」へ転換させるという方針を示した。しかし、保守層を含めより広範な人々が参加している「遅れた地域」では、「いたずらに政治的、イデオロギー的な対立を持出すべきではない」とも述べている。つまり、自らが多数派であるところでは原水禁運動の政治運動化を推進するが、保守派が多数を占めているところでは自分たちから政治的対立を煽るようなことはしない、という。要するに、社会党が自らの方針を貫徹するか否かは、もっぱら数の論理によって決定される。自らが多数派の場合に少数者の意見を尊重するという態度はみられない。社会党中央の「自らの立場を頭から押しつける態度はとらない」という方針はこのような意味で受容されていたのである。

⁵³ 前掲・日本社会党「第五回原水禁世界大会報告」。

分裂集会と社会党 異なる意見を尊重しながら原水禁運動の統一と発展を図っていくためにどのような運動論を構築すればよいのか。そうしたことを考える機会には原水禁運動にも社会党にも何度か訪れた。一例を挙げよう。1959年8月4日、原水禁世界大会に参加する青年団体が二つに分裂し、安保改定問題に触れないという態度をとるグループは「広島青年集会」を、安保改定阻止に正面から取り組もうというグループは「原水爆禁止広島青年平和祭」をそれぞれ開催したことはすでに前述した。

このとき社会党中央は、集会開催前の各実行委員会に次の4点を申し入れた⁵⁴。①「四日の集会は四日限りのものとして、相方の集会とも統一の方向を確認し相方の代表を交流し合う」、②「相方の集会とも、社共両党の挨拶をうける」、③「二つの集会終了後、統一のための話し合いを行なう」、④「相方とも相手側をひぼうし合わない」。

社会党中央は、分裂原因になった安保改定をめぐる意見対立に触れないまま、ひとまず統一の回復・維持を優先し、問題をもっぱら青年団体レベルに限定して、彼ら自身に統一への道を模索させようとした⁵⁵。結局、社会党中央は分裂集会の根本原因（原水禁運動と安保改定問題）にまで踏み込んで問題解決を図ろうとはしなかったのである。このような対応に終始する限り、少数派の意見尊重を議論することなど期待すべくもないだろう。

5 原水禁運動分裂への道

(1) 新たな困難と運動論の「飛躍」

1959年、社会党は原水禁運動の政治運動化を志向していたが、それを「押しつける態度」はとらないとした。しかし、それは数の論理を前提とするもので、自らが多数派を形成しているところでは方針貫徹をためらう理由はなかった。「押しつけ」を控えるのは保守派が大勢を占めているところにおいてであった。そこに少数派（反対派）の意見を尊重するという態度があったわけではない。ましてや異なる意見を有する団体・諸個人の間でいかに原水禁運動の統一を維持し発展させていくのかという問題意識など最初から欠如していたといつてよい。しかし、1960年以降、こうした社会党の態度が一つの飛躍を遂げることになる。

第6回世界大会(1960) 1960年1月19日、日米両政府の間で新安保条約が調印され、5月19日に衆議院安保特別委員会で、そして翌20日衆院本会議で強行採決された。安保阻止統一行動で国会周辺が騒然とする中、6月23日、新安保条約は自然発効した。

8月2日から8月9日にかけて開催された第6回世界大会は、代議員の多数を握る共産党系の主張が強く反映し、新安保条約粉碎や「平和の敵」論を前面に押し出すものとなった。安井

⁵⁴ 前掲・日本社会党「第五回原水禁世界大会報告」。

⁵⁵ 他方、社会党中央の方針に反して「広島青年集会」に参加した広島県連青年部への社会党中央の態度は一方的であった。県連青年部に自己批判を迫り、分裂集会を開催したことは「基本的に誤り」であるという見解を受け入れさせた。とくに指弾されたのは、「民主勢力を分裂させ」たことであり、「労働青年」（社会党の支持基盤！）との結合を軽視し、「一方的に市青連と協調」したことであった。前掲・日本社会党「第五回原水禁世界大会報告」。

大会事務総長は一般報告で、「私たちは友と敵とを区別しなければならない。全世界の期待を集めた首脳会談は、冷戦の継続を利益とするアメリカの戦争勢力の妨害によって破壊された。原水爆禁止運動も、平和の敵と決然と闘わなければならない」と述べた。そして、大会で採択された「東京アピール」も、「いまこそ世界の平和勢力は…平和の敵を明確にして戦うことが必要である」と宣言した。これに対し、日青協や地婦連は「原水爆禁止運動が政治闘争や階級的イデオロギーに基づく急進的闘争を行えば、大衆的な広がりや阻害する」と反対した。

第7回世界大会(1961) 翌1961年は、大会準備段階での統一に向けた努力にもかかわらず、第7回世界大会においてさらに対立が激化した。とくに大会文書の起草を行う起草委員会で激論がかわされたことから、総評、日青協、地婦連、社会党の4団体は日本原水協に次のような申し入れを行った⁵⁶。①日本原水協は協議体であり、大会はそれを基礎とする構成になっていることから、従来成り行きに従い採決などを行わず、話し合いで解決すること、②どうしても話し合いのまとまらないものは保留とし、全会一致で決められるもののみを本会議に提出すべきこと。

しかし、起草委員会⁵⁷はこれを無視した。そこで4団体は起草委員会作成の「決議」「勧告」の修正案を用意したが、これも起草委員会で十分に配慮されることなく強引に採決に付された。インド代表も修正意見を提出し、「公式文書にこの発言をとどめてくれれば良いから」と要望したが、完全に無視された。

4団体はこうした議事運営に抗議して、1961年8月14日（原水禁世界大会最終日）に声明を発表し、次のように日本原水協の体質改善を要求した。すなわち、「今日の重要な情勢の中でわたくしたちはもう一度この国民的な要求を総結集することが絶対に必要であり、そのために軍備全廃、核実験禁止、核武装阻止、被爆者救援に要求を集中することこそ、運動を広げることになる」、「しかしながら日本原水協の一部執行部はイデオロギー的立場に立って非常にたかいスローガンや斗争目標を日本原水協におしつけようとする」、「わたくしたちは、各団体、個人の協議会である日本原水協はつねに満場一致を原則とすべきである」。

この声明は、①原水禁運動を再び国民運動として強化すべきこと、そのために②軍備全廃、核実験禁止、核武装阻止、被爆者救援の4つを一致点として運動を展開すること、③満場一致の原則による意思決定手続をとることを主張している点で、原水禁運動史上画期的なものである。社会党の運動論は、ここに一つの飛躍を遂げたといつてよい。なぜなら、従来曖昧であった少数意見をいかに尊重すべきかという問題について、社会党として初めて「満場一致」「全会一致」の原則を明確に確認したからである。

(2) 原水禁運動の分裂

⁵⁶ 以下は、社会党・総評・日青協・地婦連「第七回原水爆禁止世界大会経過の報告」（1961年）による。

⁵⁷ 起草委員会は70名の起草委員によって組織されていたが、その8割は日本共産党員によって占められていたという（日付欠・日本社会党静岡県支部連合会「第8回世界大会の問題点と方針」）。

第8回世界大会(1962) その後、1961年11月25日、総評・社会党・日本青年団協議会（以下、「日青協」という）・地婦連の要求を受け、原水協常任理事会が「原水爆禁止運動の基本原則」⁵⁸（以下、「基本原則」という。）を決定するという前進（1962年3月6日原水協全国理事会でも多数の賛成で決定。保留はあったものの反対意見はなかった。）が見られた。

しかし、翌1962年に開催された第8回世界大会では、ソ連の核実験⁵⁹を支持する共産党によって再び大きな混乱が引き起こされた⁶⁰。共産党系の代表は、いったんは「基本原則」に同意したにもかかわらず、再び「ソ連の核実験には反対しない」という立場に固執し⁶¹、「あらゆる国の核実験に反対」する社会党系代表と激しく対立したのである。結局、世界大会は、「米ソの核実験に抗議する」ことすら決められず、また具体的行動を何も決めることができない状態に陥った⁶²。その結果、ついに「いかなる国、いかなる理由を問わず原水爆実験に反対」する11団体（後に13団体）⁶³が世界大会から退場するという事態となった（これらの団体は、1962年12月、「原水禁運動連絡会議」を組織した）。

3・1ビキニデーの分裂集会 1962年9月、原水協常任理事会は世界大会の総括をめぐって紛糾し、それ以後の活動は麻痺状態に陥った。しかし、翌1963年2月21日、原水協担当常任理事会は統一声明と覚書を満場一致で決定し、「いかなる国の原水爆にも反対」という立場を鮮明にして日本原水協再建に踏み出した。しかし、2月28日の原水協常任理事会で、日本共産党と平和委員会が統一声明の一部（「いかなる国の核実験にも反対」）に反対・保留の態度をとったため、担当常任理事が総辞職し、日本原水協は再び混迷状態に陥った。そのため、この年の3・1ビキニデーは分裂集会となった。

その後も運動統一に向けた努力が積み重ねられ、6月7日には日本原水協の活動再開について社会党・総評・共産党の三者申し合わせが成立し、世界大会で発表される文書や準備委員会

⁵⁸ 「原水禁運動の基本原則」は、以下の諸原則を確認した。「原水禁運動は、原水爆の脅威から人類を解放するという共通の目的のもとに、これに賛同するあらゆる階層の人々を結集する広範な国民運動として組織し、発展させなければならない」、「特定の国またはブロックに偏してはならない」、「原水爆の製造、貯蔵、実験、使用、拡散について、また核戦争準備に関係する核武装、軍事基地、軍事同盟その他各種の軍事行為について、いかなる場合もすべて否定の立場をとる」、「原水爆禁止運動は…人道主義の運動であり、政治運動ではなく、絶対に特定の政党に従属してはならない」、「広汎な国民運動としての原水爆禁止運動に参加する団体はさまざまな性格をもっている。各団体は全体の合意によって統一行動をくみ、団結してこれを実行する責任を負うとともに、それぞれの団体の性格に応じて創意にみちた独自活動をおこなうことができる」。

⁵⁹ 米英ソ三国は、1958年10月31日から核実験停止会議をジュネーブで開催した。しかし、実質的進展がないなか、1961年8月30日、ソ連は核実験の再開を発表した。そのため、翌31日、会議は無期延期となった。ソ連の核実験は9月1日セミパラチンスクで再開され、50メガトン級（広島形原爆の2500倍）というすさまじい破壊力を誇示する核実験が都合59回行われた。

⁶⁰ 以下、第8回世界大会の経過については、日本社会党「第八回原水禁世界大会の経過」（1962年8月15日付）参照。

⁶¹ 基本原則に同意していたにもかかわらず、世界大会で反対意見を表明したことについて、共産党は「原水協の基本原則に、わが党は賛成したことはありません」と述べている（1962年8月21日付アカハタ評論員論文）。

⁶² 世界大会で採択された宣言（アメリカの核実験には「激しい憤りをもって強い抗議」の意思を表明しながら、ソ連の核実験には（アメリカの核実験と一緒に）「遺憾」の意を示すだけ）と勧告はいずれも満場一致とはならなかった（8月6日本会議起草委員会では、賛成42、反対26、保留2をもって起草委員会案として採択され、本会議総会にその要旨が報告された）。

⁶³ 総評、社会党、中立労連、新産別、東京地評、地婦連、日青協、護憲連合、基地連、日本山妙法寺、社青同の11団体である。その後、日本山妙法寺を除く10団体に全日農、日本キリスト教団、キリスト教矯風会が新たに加わり、13団体となった。

で作成する基調報告は、2月21日原水協担当常任理事会統一声明にもとづいて作成することが確認された。

第9回世界大会(1963) しかし、8月5日から始まった第9回原水禁世界大会（広島大会）では、再び共産党が数の力で「いかなる国の核実験にも反対」問題と「部分核停条約」⁶⁴問題について党方針の押しつけをはかってきた。そのため、同日、総評は世界大会に参加せず、独自集会を開催することを決定し、社会党も同一行動をとることを決定した。そのため、長崎大会は中止となってしまった。

8月13日、社会党中央執行委員会は、第9回大会は正式な「原水禁第九回世界大会」とは認められない、日本原水協の体質改善はもはや不可能である、したがって新しい原水禁運動の方針とそのための組織づくりを急ぐ、日本共産党と原水禁運動について共闘しない、などの方針を承認した⁶⁵。こうして原水禁運動の分裂は決定的なものとなった。

「原水禁」の結成へ 第9回世界大会後最初の全国的集会として、9月30日に原水爆禁止関西実行委員会主催で「日本の非核武装と全面軍縮を要求する関西平和大会」が開催された。大会

⁶⁴ 部分核停問題をめぐる歴史的経緯は以下の通りである（おもに、1962年作成の日本社会党静岡県支部連合会「第八回世界大会の問題点と方針」による）。1946年、アメリカは、原子力の平和利用に限定することを保障する国際管理の下でのみ核兵器を廃棄する方針を立て、「原子力国際管理案」（バルーク案）を提出した。これは、①国際管理のために国連の一機関として国際原子力開発機関（ADA）を設け、鉱石、精錬所、工場をすべてADAが独占所有・経営する、②原子力管理に関する限り、大国の拒否権は認めない、というものであった。これに対し、ソ連は、核兵器の無条件禁止と国際管理の二案を提案し、拒否権の否認に反対した。この間、国連で「軍縮大憲章」が採択され、通常軍備委員会が設置された。しかし、アメリカは自国案による原子力管理が成立しない限り、通常軍備の縮小は不可能」といい、ソ連は「核兵器の無条件禁止が先行しなければ軍縮はできない」として対立した。その後、1949年にソ連も原爆実験に成功した。1952年、原子力委員会と通常軍備委員会を一元化した「国連軍縮委員会」が設置された。同委員会は、米・英・ソ・仏・カナダ・中華民国の6ヶ国に非常任理事国6ヶ国の代表で構成された。また、同年、アメリカが湿性水爆を、翌1953年にはソ連が乾性水爆を、そして54年にはアメリカも乾性水爆の実験に成功した。この時期を境に、世界は「水爆時代」に突入したのである。

1954年、国連軍縮委員会の下に、米・英・ソ・仏・カナダから成る軍縮小委員会が設けられた。ここでソ連は、「水爆出現により大量破壊力が著しく増大したから、核兵器の無条件禁止と、これを厳守するに必要な国際管理」を主張した。西側も「侵略に対する防衛の場合を除き、核兵器の使用は禁止されているとみなす」という態度でこれに同調した。1955年には、ソ連は詳細な軍縮案を提出した。1957年、ソ連はICBM実験、人工衛星1号、2号の発射に成功した。これを機に、「西側4ヶ国に対しソ連1ヶ国では公正な成果は期待できない」として軍縮小委員会を脱退した。これ以後2年間、軍縮交渉は途絶えた。

1959年、「10ヶ国軍縮委員会」が設立された。この年、フルシチョフが「全面かつ完全な軍縮案」を提案した。それは、①武装兵力の削減→②武装兵力と軍事基地の全廃→③3軍事機構の解体、核兵器の破棄、空中管理、という三段階に区別するものであった。

1960年、10ヶ国軍縮委員会で西側諸国もフルシチョフの意見（「軍縮は、全面完全な軍縮でなければならない」）に同意した。ここでソ連は、①ミサイル、軍事基地を全廃し、核拡散（核兵器の他国持ち込み）を禁止し、米ソの武装兵力を削減する→②すべての国の武装兵力の削減、核兵器の全廃→③すべての国の武装兵力の解体、という三段階軍縮案を提案した。これに対しアメリカは、①武装兵力の削減、IDCO（国際軍縮管理機構）の管理、ミサイル発射の事前通告、軍縮の運用状況により核兵器の生産停止 ②武装兵力、核ミサイルの削減 ③武装兵力、ミサイルの全廃、という三段階論を主張した。

1961年、米ソ両国は共同宣言を発表し、①全面的完全軍備撤廃を共通の目標とすること、②各段階の軍縮措置を特定の期間内に実施、完了すること、など8項目を確認した。

1962年3月から、国連軍縮委員会（改組に伴い、中立8ヶ国、東西各5ヶ国、合計18ヶ国で構成）がジュネーブで開かれ、米ソ双方の「全面軍縮案」を中心に本格的な交渉に入った。

1962年4月、中立8ヶ国、「中立8ヶ国共同覚書」を発表。その後、アメリカが大気圏内核実験を実施したことから、軍縮委員会の審議もストップした。同年7月、ソ連も核兵器の実験再開を声明した。

1963年8月5日、米英ソ三国の間に部分的核実験停止条約が調印された。

⁶⁵ 日本社会党「当面の原水禁運動について」（1963年8月15日付）。

は、「部分的核停条約を支持」し、「いかなる国の核実験にも反対」するアピールを採択した⁶⁶。この集会では、広島原水協、静岡原水協、長崎・佐世保地区労の代表が参加していたのが注目される。これら三者の動向は、翌1964年3月27日、広島原水協、長崎原水協、静岡原水協によって構成される「原水爆被災三県連絡会議」（以下、「被爆三県連」という。）結成に繋がっていく。

1964年4月7日、被爆三県連は「原水爆禁止運動正常化のための広島・長崎・静岡三県連絡会議の訴え」（三県アピール）を発表し、運動の基調として「国民運動としての原水爆禁止運動の基本を堅持し、その当然の前提たる『どこの国のどんな核武装や核実験にも反対する』立場に立」つことを確認した。そして、8月には被爆三県連の主催で「原水爆禁止・被爆者救援・核武装阻止・軍備全廃を世界に訴える広島・長崎大会」が開催された（これとは別に日本原水協主催の第10回原水禁世界大会が開催された）。

以上の経緯を経て、翌1965年2月1日、原水爆禁止日本国民会議（原水禁）が結成された⁶⁷。なお、その結成大会で採択された「会則」第10条は「すべての会議の議決は全会一致を原則とする」ことを明記している⁶⁸。これまで多数の横暴に苦しめられてきた人々の思いがここに込められているといっても、さして的外れではないだろう。

おわりに

静岡県の原水禁運動は、1958年頃まで国民運動として広く深く地域の中に浸透していた。その一方で、日本の原水禁運動は、第3回世界大会（1957年）以降、次第に政治運動の色彩を強めていった。とくに「安保改定阻止」「安保廃止」を基本方針とすることを決定した第5回世界大会（1959年）においてその傾向は顕著となった。原水禁運動の政治運動化は、保守層の強い反発を招いた。

このときの社会党の態度を見ると、彼らは共産党とともに国民運動路線から政治運動路線への転換を志向していた。そこに少数意見を尊重するという態度は見られない。それが保守層の離脱をもたらした。これが、日本原水禁運動が経験した最初の分裂である。社会党はこの分裂に相応の責任を負っているといわざるをえない。

しかし、その後、「あらゆる国の核実験に反対」問題をめぐって共産党との対立が激化すると、社会党は他団体との連携を強め、政治運動から国民運動路線へ回帰するという道をたどった。そして、社会党は、1961年以降、政治的立場の異なる多様な諸団体・諸個人を結集する原水禁運動において少数意見を尊重し、「満場一致」「全会一致」の原則をとることが重要であるという認識を持つに至った。筆者はこれを社会党の運動論的飛躍ととらえ、高く評価した。

⁶⁶ 「原水爆禁止運動ニュース」no.1、1963年10月5日付。

⁶⁷ これに先立ち、1961年11月15日、民社党系の「核兵器禁止・平和建設国民会議」（核禁会議、松下正寿議長）が発足している。

⁶⁸ 原水爆禁止日本国民会議「結成大会議案書」（1965年2月1日付）。

ところで、原水禁運動の政治運動化において問われていたのは、原水禁運動と関連する政治的課題をどこまで取り上げるかという実践的問題であった。原水禁運動は国民運動としての広がりを持っていたが、同時にそれは本来的に政治運動という性格を有するものであった。大国の核武装に反対する運動がきわめて高度に政治的なものであることは改めて言うまでもないだろう。そして、それに関連していかなる政治的課題を取り上げるべきかは、運動の側が原水禁運動の一致点を共有する限り、いわば枝葉の問題である。諸団体の間で合意を形成するのは決して困難なことではないだろう。

ここにいう「原水禁運動の一致点」とは、国のいかなる問わず無条件に核実験に反対することである。それは原水禁運動の原点であった。その意味で、ソ連などの核実験を正当化する共産党の主張はこの原点を否定するものであった。運動の原点を共有しない者はその運動に参加すべきではない。本来なら、共産党こそ日本原水協から脱退すべきであった。しかし、現実には、多数を制する彼らが原水協に居座ってしまった⁶⁹。これも歴史の皮肉というべきか。

(以上)

⁶⁹ 共産党は、1982年の時点でも、「社会主義国とアメリカ帝国主義とを同列視し、実際には『平和の敵』アメリカ帝国主義を免罪する主張を一方的に原水爆禁止運動におしつけようとする社会党などの分裂主義の誤り」云々と述べ、1960年代と同様の主張を展開していた（日本共産党中央委員会『日本共産党の六十年 1922-1982』日本共産党中央委員会出版局、1982年、192頁）。はたして、2016年現在はどう総括しているのだろうか。